

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部を改正する条例

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

をここに公布する。

令和6年6月21日

大田市長 **楫野弘和**

大田市条例第 24 号

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

大田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成 27 年大田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務
- (6) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 中「法別表第 2 に規定する地方税関係情報」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第 8 号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和 6 年デジタル庁・総務省令第 9 号。以下「命令」という。）第 2 条の表に規定する地方税関係情報」に、「法別表第 2 に規定する住民票関係情報」を「命令第 2 条の表に規定する住民票関係情報」に、「法別表第 2 の 26 の項第 4 欄」を「命令第 2 条の表 42 の項第 4 欄」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第25号

どがなかな大田ふるさと寄附条例の一部を改正する条例

どがなかな大田ふるさと寄附条例（平成20年大田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第26号

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例（平成17年大田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大田市地域振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例第4条の規定は、令和6年4月1日以後この条例の施行の日前に同条に規定する認定を受けた場合についても適用があるものとする。

大田市条例第27号

大田市子ども・子育て支援推進会議条例の一部を改正する条例
大田市子ども・子育て支援推進会議条例（平成25年大田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「合議制の機関」の次に「及びこども基本法（令和4年法律第77号）第13条第3項の規定に基づく協議会」を加える。

第2条第1号中「子ども・子育て支援事業計画」の次に「及びこども計画」を加える。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間に委嘱又は任命された委員の任期は、この条例による改正後の大田市子ども・子育て支援推進会議条例第4条第1項の規定にかかわらず、令和8年2月28日までとする。

大田市条例第28号

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年大田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4
号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大田市条例第29号

大田市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

大田市子ども医療費助成条例（平成17年大田市条例第109号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「満15歳」を「満18歳」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大田市子ども医療費助成条例の規定は、令和6年10月1日以後に受ける療養又は医療に係る助成について適用し、同日前に受けた療養又は医療に係る助成については、なお従前の例による。

大田市条例第30号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例の一部を改正する条例

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例（平成17年大田市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第25条第1号から第7号までの規定中「3,000円」を「8,000円」に改め、同条第8号中「1,000円」を「3,000円」に改め、同条第9号を削る。

別表可燃性一般廃棄物の部中「52円」を「60円」に、「31円」を「36円」に、「26円」を「24円」に、「105円」を「130円」に改め、同表不燃性一般廃棄物の部中「52円」を「60円」に、「31円」を「36円」に、「26円」を「24円」に、「367円」を「420円」に改め、同表し尿の部を次のように改める。

し尿	収集運搬（住居、事業所とも）	1回のくみ取り量が90リットルまで	1,001円
		90リットルを超える場合、18リットル当たり（18リットルに満たない端数が生じたときは、18リットルとする。）	200円
	処分（住居、事業所とも）	18リットル当たり（18リットルに満たない端数が生じたときは、18リットルとする。）	11円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

大田市条例第31号

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を
改正する条例

大田市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成17年
大田市条例第222号）の一部を次のように改正する。

別表備考1中「政令別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補
償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「省
令」という。）別表第2」に改める。

別表備考2中「第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）
まで」を「第6条第5項から第8項（第6項第1号を除く。）までの
規定及び省令第3条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。